

【様式2】

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第3四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
プログラム変更(電子カルテシステムとナースコール連動)	独立行政法人労働者健康福祉機構千葉労災病院 〒290-0003 千葉県市原市辰巳台東2-16 契約担当役 院長 河野 陽一	平成25年10月2日	(株)ソフトウェア・サービス 大阪府大阪市淀川西宮原一丁目7番38号	減に履行中の工事、製造、加工若しくは修理又は物品の購入に関する契約でこれを他の者に分割して、履行させることが不利であるため、会計細則第52条第2号に該当。	—	1,654,800	—	—	減に履行中の工事、製造、加工若しくは修理又は物品の購入に関する契約でこれを他の者に分割して、履行させることが不利であるとき。	14	
一般撮影装置管球交換	独立行政法人労働者健康福祉機構北海道中央労災病院 〒068-0004 北海道岩見沢市4条東16-5 契約担当役 院長 木村 清延	平成25年10月2日	(株)常光札幌支店 北海道札幌市中央区北5条西13丁目	早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないことから、会計細則第52条第1項に該当。	—	2,094,750	—	—	早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないため。	13	
水道濾過装置取替業務	独立行政法人労働者健康福祉機構旭労災病院 〒488-8585 愛知県尾張旭市平子町北61 契約担当役 院長 木村 玄次郎	平成25年10月3日	寿化工機(株) 愛知県名古屋市瑞穂区豊岡通1-14	早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないことから、会計細則第52条第1項に該当。	—	2,572,500	—	—	早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないため。	13	
高エネルギー放射線治療システム再リース	独立行政法人労働者健康福祉機構横浜労災病院 〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211 契約担当役 院長 西川 哲男	平成25年11月1日	日本GE(株) 神奈川県横浜市神奈川区新子安一丁目2番4号	再リース契約であり、契約条件を満たす業者が他にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	1,804,425	—	—	使用を継続するには再リース契約をせねばならず、現行契約相手方以外に契約相手方が存在しないため。	19	
オーダーリングシステム	独立行政法人労働者健康福祉機構吉備高原医療リハビリセンター 〒716-1241 岡山県加賀郡吉備中央町吉川7511 契約担当役 院長 徳弘 昭博	平成25年12月1日	NECキャピタルソリューション(株) 広島県広島市中区紙屋町2丁目2番12号	再リース契約であり、契約条件を満たす業者が他にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	1,866,484	—	—	使用を継続するには再リース契約をせねばならず、現行契約相手方以外に契約相手方が存在しないため。	19	
リニアック装置ロータリージョイント交換修理	独立行政法人労働者健康福祉機構鹿島労災病院 〒314-0343 茨城県神栖市土合本町1-9108-2 契約担当役 院長 山口 邦雄	平成25年12月10日	(株)バリアン メディカルシステムズ 東京都中央区日本橋兜町5番1号	早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないことから、会計細則第52条第1項に該当。	—	2,820,300	—	—	早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないため。	13	

【様式2】

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第3四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
一般撮影システムKXO-80修理	独立行政法人労働者健康福祉機構愛媛労災病院 〒792-8550 愛媛県新居浜市南小松原町13-27 契約担当役 院長 宮内 文久	平成25年12月20日	東芝メディカル(株)新居浜サービスセンター 愛媛県新居浜市宮西町5番74号	早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないことから、会計細則第52条第1項に該当。	—	1,869,000	—	—	早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないため。	13	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成25年度に締結した契約のうち、平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をしても落札者がない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」